

枝川高齢者在宅サービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、江東区が開設する枝川高齢者在宅サービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護(以下「事業」という。)及び江東区介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(以下「第一号通所事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある利用者並びに事業対象者に対し、適正な事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等にある利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 枝川高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都江東区枝川一丁目8番15号101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(生活相談員業務と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 生活相談員 3名以上

生活相談員は、事業に対する利用申込みに係る調整、通所介護計画又は第一号通所事業に係る個別サービス計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

- (3) 介護職員 6名以上

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (4) 看護職員 2名以上

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 3名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(6) 運転手 1名以上

ご利用者の送迎及び介護補助を行う。

(7) その他職員

その他、必要に応じて職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後8時00分までとする。

(サービス提供時間帯及び利用定員)

第6条 サービス提供時間及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間帯

午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 利用定員 1日40人（うちサービスA1人）

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービス利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 養護

エ. その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介護

イ. 身体の清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること
 - 体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関すること
 - 利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
 - ア. レクリエーション
 - イ. 音楽活動
 - ウ. 制作活動
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 養護
- 6 送迎に関すること
 - 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車輛には従事者等が添乗して必要な介護を行う。
 - ア. 移動、移乗動作の介助
 - イ. 送迎
- 7 相談・助言に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。
 - ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
 - イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
 - ウ. 自助具や福祉機器、在宅環境の整備に関する相談・助言
 - エ. 栄養改善その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(第一号通所事業の内容)

第8条 第一号通所事業の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、日常生活全般の状況、心身の状況及び希望等を踏まえ、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した、個別サービス計画を必要に応じて作成する。
- (2) 利用者とのコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるとともに、日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
- (3) 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、利用者の目標達成度等の評価を行い関係機関に報告する。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第9条 事業又は第一号通所事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は江東区介護予防・日常生活支援総合事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療福祉サービスの利用状況等に把握に努める。

- 2 利用者の生活環境の変化、サービス利用方法・内容の変更があった場合、当該利用担当者の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく事業又は第一号通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業又は第一号通所事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第10条 事業又は第一号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画又は個別サービス計画(以下「個別援助計画」という。)を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合には、その内容にそった個別援助計画を作成する。

- 2 個別援助計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス提供の記録)

第11条 従事者は、事業又は第一号通所事業を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び第一号通所事業の利用料等及び支払いの方法)

第12条 事業又は第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（総合事業は江東区長）が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割、2割または3割とする。

- 2 第13条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食材料費、おむつ代にかかる諸経費については、重要事項説明書に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 事業又は第一号通所事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は江東区とする。

(契約書の作成)

第 14 条 事業又は第一号通所事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面を以って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 15 条 利用者が事業又は第一号通所事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 従事者等は、事業又は第一号通所事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所の従事者は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火管理者	防火管理者	竹田 舜
防災訓練	年 6 回	
避難訓練	年 2 回	
通報訓練	年 6 回	

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 18 条 事業又は第一号通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得を努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 従事者は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 20 条 管理者は、提供した事業又は第一号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 21 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- (3) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- (4) この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

平成 17 年 11 月 1 日	一部改正	平成 25 年 6 月 1 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正	平成 25 年 7 月 1 日	一部改正

平成20年	4月1日	一部改正	平成25年	8月1日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正	平成25年	9月1日	一部改正
平成22年	4月1日	一部改正	平成25年	11月1日	一部改正
平成23年	4月1日	一部改正	平成26年	1月1日	一部改正
平成23年	8月1日	一部改正	平成26年	4月1日	一部改正
平成23年	11月7日	一部改正	平成26年	7月1日	一部改正
平成23年	12月1日	一部改正	平成27年	4月1日	一部改正
平成24年	1月1日	一部改正	平成30年	12月1日	一部改正
平成24年	2月1日	一部改正	令和6年	4月1日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正	令和6年	11月25日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正	令和8年	1月26日	一部改正